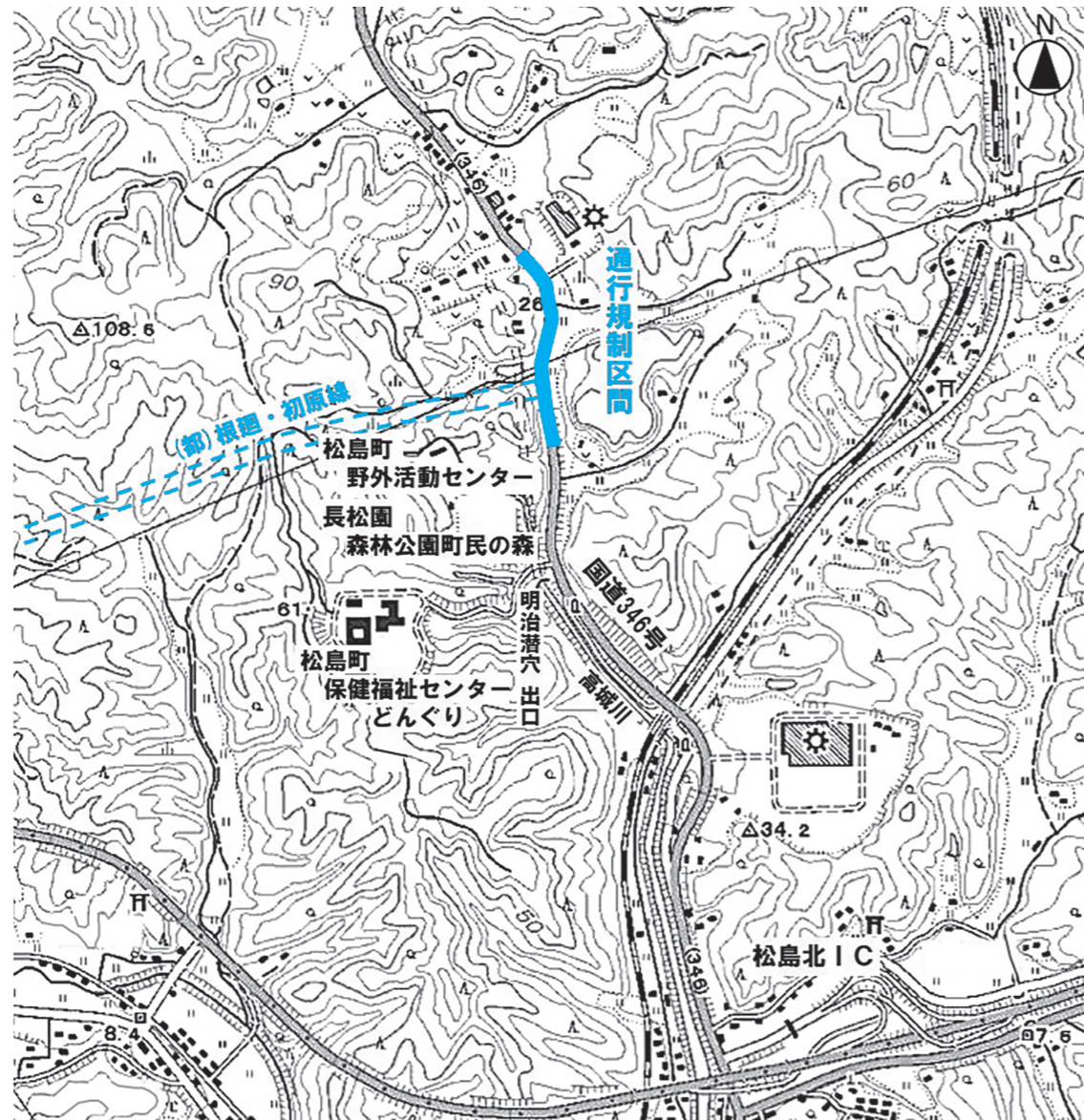


(都) 根廻・初原線国道346号交差点改良工事について



(都) 根廻・初原線整備のため国道346号との交差点改良工事を実施します。
 工事期間中は片側交互通行規制を行いますので通行される際は十分ご注意ください。皆様にはご迷惑をおかけいたしますがご協力よろしく申し上げます。

▶規制内容及び規制期間

- ・規制内容：片側交互通行
- ・規制期間（予定）：10月1日④～令和7年3月31日⑤
- ※規制期間中、片側交互通行を解除する場合があります。

▶問合せ：建設課建設班 ☎354-5709

松島町定額減税補足給付金（調整給付金）のお知らせ

定額減税対象の方で減税しきれないと見込まれる方に対し、松島町定額減税補足給付金（調整給付金）が支給されます。支給対象となっている方に対し、令和6年8月8日⑥に町から「調整給付金支給確認書（黄色）」、または「調整給付金支給のお知らせ（桃色）」を郵送しております。

送付いたしました「調整給付金支給確認書（黄色）」を受け取りましたら、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でお早めに返送していただきますようお願いいたします。（締切：令和6年10月31日必着）

なお、「調整給付金支給のお知らせ（桃色）」を受け取った方につきましては原則手続きの必要はございませんが、振込口座を変更したい場合や給付金を受給しない場合は、町ホームページより様式をダウンロードの上、必要事項を記入後、書類を提出していただく必要があります。ホームページからの様式取得が難しい方は下記問合先まで連絡をお願いいたします。

○給付金支給対象者

- ・下記①～③いずれの条件も満たす方が対象となります。
- ①令和6年1月1日時点で松島町内に住所がある人
- ②定額減税可能額が、「令和6年推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人
- ③前年の合計所得金額が1,805万円以下の人
- ※非課税の方は対象外となります。

◎定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください。

今回の定額減税や給付金について、松島町をはじめ、宮城県や国（内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局、税務署など）では、電話、ショートメッセージやメールなどで、銀行の口座情報や暗証番号などをお聞きすることや、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。

お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。同様に、お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

不審な電話やSMS、被害の相談については、警察相談専用電話（「#9110」番）にお電話いただくか、お近くの警察本部または警察署にお問い合わせください。

▶問合先：財務課税務班 ☎354-5703

電気以外でもお困りごとはまつでんに

まつでん 従業員募集中

株式会社 松島電気

☎ 022-349-4322

☎ 022-349-4323

お花のご予約受付中

人生の節目をしよう。

白寿殿

お盆

お彼岸

お墓参り

0120-8910-41

■予約受付時間：前日のAM9時～PM5時まで承ります。

■対3,000円より承ります。

■店舗受取りや配達も承ります。※一部地域を除く。

株式会社インテリアきむら

〒981-0215

宮城県宮城郡松島町高城字町147-1

TEL: 354-3554 FAX: 354-3518

人と木が育む暮らしのお店

新築・土地探しからリノベーション（増改築）家具のことまで

暮らしのお悩みは何でもご相談ください！

いえのわ タカハシ木材style株式会社

一級建築士事務所

〒981-0215 宮城郡松島町高城字町138

TEL: 022-353-2253